

Q & A



Q デザインを使用したいのですが使用料はかかりますか？

A デザインの使用料はかかりません。

Q 承認されたけどいつまで使えるの？

A デザインの使用の許可期間は2年間になります。それ以上の使用を希望する場合は2年ごとにイメージキャラクター使用申請書が必要になりますので、使用期間満了日が近くなりましたら協働推進課に提出してください。
申請書の様式は、ふっかちゃん HP よりダウンロードが可能です。

Q 前に申請した商品の絵違いを出したいのですが申請書はもう一枚必要？

A 申請書は必要ありませんが、協働推進課のデザイン審査が必要になります。新しく作成したデザイン案を提出していただき、審査後承認がございましたら使用が可能です。また、以前に承認を受けている商品やデザインに削除が発生した場合は、イメージキャラクター使用変更申請書を協働推進課に提出してください。
申請書の様式は、ふっかちゃん HP よりダウンロードが可能です。

Q 個人で利用したいのですが申請は必要ですか？

A 申請は必要ありません。個人で使う年賀状など、限られた範囲内で使用するものに関しましてはデザインの監修も必要ありません。

Q ふっかちゃんの名前を屋号にしたいのですが大丈夫？

A ふっかちゃんの名前を屋号にするのは、深谷市が経営する、もしくは深谷市公認で運営しているかのような誤解を招く恐れがあるため、ふっかちゃんグッズを専門的、かつ継続的に販売している方以外に関しましては原則、お断りさせていただいております。